

川崎市上下水道局告示第 39 号

指定公金事務取扱者の指定の取消しについて

川崎市上下水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成 20 年川崎市水道局規程第 8 号）第 10 条の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定を取消しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 21 日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健一

1 指定を取消した指定公金事務取扱者

名 称 株式会社 N T T ドコモ

所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

2 委託していた収納事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 取消日

令和 8 年 6 月 30 日